

令和4年4月1日現在の 待機児童数について

令和4年8月9日

令和4年4月1日現在の待機児童数について

◆令和4年4月1日現在の待機児童数等について

- ・令和4年4月1日現在の「保育所等利用待機児童数(※1)」は、昨年度から25人減少して0人となり、待機児童ゼロを達成しました。就学前児童数はこれまでと同様に減少傾向ですが、既存の幼稚園から認定こども園への移行や、待機児童の多くを占める1, 2歳児の受け入れを強化する「待機児童対策・保育の質向上事業」及び「保育・幼稚園相談窓口」等でのきめ細かな相談の実施などにより、利用児童数は増加しています。
- ・保育所等利用定員数(※2)は、新たに45人分減少したものの、8,313人分を確保しました。また、企業主導型保育事業の定員数は、新たに114人分増加し、1,231人分に拡大しました。
- ・保育所等利用申請者数(※3)は8,103人となり、保育所等利用児童数(※4)は7,813人で、令和2年4月1日現在と比べて、利用申請者は45人減少、利用児童数は18人増加しました。

※1:「保育所等利用待機児童数」・・・令和4年4月15日付「保育所等利用待機児童数調査について」(子保発0415第1号)に基づく児童数

保育所等: 認定こども園(保育所機能部分)、保育所、地域型保育事業

※2:「保育所等利用定員数」・・・地域型保育事業のうち、事業所内保育施設の従業員枠を除く

※3:「保育所等利用申請者数」・・・子ども・子育て支援法第19条第2項及び第3項に該当する支給認定受け、保育所等の利用申請を行った児童数

※4: 広域利用(管外の保育施設利用)32人を含む

～これまでの推移～

年(4/1現在)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
就学前児童数	25,252人	24,766人	23,986人	23,102人	22,325人
保育所等 利用児童数	7,431人	7,523人	7,754人	7,795人	7,813人
待機児童数	36人	33人	42人	25人	0人
(前年比)	(▲52)	(▲3)	(9)	(▲17)	(▲25)

令和4年4月1日現在の待機児童数について

～待機児童数の区域別内訳～

区域	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
①中心部	10人	7人	10人	4人	0人
②北東部	0人	0人	0人	0人	0人
③東部	5人	7人	4人	6人	0人
④南部	9人	1人	11人	5人	0人
⑤西部	9人	15人	11人	10人	0人
⑥北西部	1人	2人	2人	0人	0人
⑦北部	1人	1人	3人	0人	0人
⑧北条	0人	0人	0人	0人	0人
⑨中島	0人	0人	0人	0人	0人
広域利用	1人	0人	1人	0人	0人

※各年4月1日現在

令和4年4月1日現在の待機児童数について

～参考：区域別の前年比較～

区域名	年	就学前児童数 (A)		保育所等利用定員 (B)		利用者数 (D)		入園率 (D/B)		入所待ち児童数		待機児童数	
			増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数
①中心部	R3年	4,986		2,495		2,234		89.5%		149		4	
	R4年	4,670	▲ 316	2,458	▲ 37	2,188	▲ 46	89.0%	-0.5%	87	▲ 62	0	▲ 4
②北東部	R3年	1,604		289		266		92.0%		0		0	
	R4年	1,603	▲ 1	289	0	270	4	93.4%	1.4%	3	3	0	0
③東部	R3年	3,783		878		816		92.9%		50		6	
	R4年	3,684	▲ 99	913	35	850	34	93.1%	0.2%	45	▲ 5	0	▲ 6
④南部	R3年	3,961		1,652		1,522		92.1%		70		5	
	R4年	3,859	▲ 102	1,657	5	1,577	55	95.2%	3.0%	44	▲ 26	0	▲ 5
⑤西部	R3年	4,375		1,141		1,130		99.0%		67		10	
	R4年	4,257	▲ 118	1,113	▲ 28	1,131	1	101.6%	2.6%	77	10	0	▲ 10
⑥北西部	R3年	969		445		382		85.8%		4		0	
	R4年	940	▲ 29	445	0	367	▲ 15	82.5%	-3.4%	17	13	0	0
⑦北部	R3年	2,515		858		907		105.7%		11		0	
	R4年	2,426	▲ 89	838	▲ 20	896	▲ 11	106.9%	1.2%	15	4	0	0
⑧北条	R3年	880		569		487		85.6%		2		0	
	R4年	856	▲ 24	569	0	492	5	86.5%	0.9%	2	0	0	0
⑨中島	R3年	29		31		19		61.3%		0		0	
	R4年	30	1	31	0	13	▲ 6	41.9%	-19.4%	0	0	0	0
広域	R3年	—		—		32		—		0		0	
	R4年	—	—	—	—	29	▲ 3	—	—	0	0	0	0
合計	R3年	23,102		8,358		7,795		93.3%		353		25	
	R4年	22,325	▲ 777	8,313	▲ 45	7,813	18	94.0%	0.7%	290	▲ 63	0	▲ 25

※各年4月1日現在

※企業主導型保育事業の定員数は従業員枠を含む

待機児童の定義

～参考「保育所等利用待機児童」の定義～（令和4年度保育所等利用待機児童数調査）

・調査日時点において、保育の必要性の認定（2号又は3号）を受け、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）の利用の申込がされているが、利用していない者。

<申込児童数の取扱い>

1. いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、申し込み児童数に含めないことができること。
2. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。
3. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約（利用希望日が調査日よりも後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

<国による補助の対象となる施設・事業で保育されている児童の取扱い>

4. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(3)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
 - (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
 - (2) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ・Ⅱ)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
 - (3) 企業主導型保育事業

待機児童の定義

5. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
- (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
- (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認

6. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するものとする。

- (1) 開所時間が保護者の需要にしている。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

なお、「他に利用可能な保育所等」には、4. の(1)から(3)及び7に掲げる事業又は施設を含むこととするが、居宅訪問型保育事業又は認可外の居宅訪問型事業に類する事業については、保育士と児童が1対1対応となる等の点で、他の施設とは異なることから、これらのみを情報提供した場合は、「他に利用可能な保育所等の情報の提供を行った」に該当せず、待機児童数に含めない取扱いとすることはできない。

待機児童の定義

※他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- ①一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- ②他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- ③自治体の相談窓口等で個別に情報提供

7. 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの)において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。

8. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- ・保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- ・保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
 - － 求職活動状況を確認できる証明書類
 - － 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
 - － その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類(申込書の写し等)

<その他>

9. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童数に含めること。